

核兵器・核実験モニター

NUCLEAR WEAPON & NUCLEAR TEST MONITOR

発行所 NPO ピースデポ(平和資料協同組合)/PCDS(太平洋軍備撤廃運動:
法人 Pacific Campaign for Disarmament and Security)
〒223-0051 横浜市港北区箕輪町3 3 1 日吉グリーネ102号
TEL : 045-563-5101 FAX : 045-563-9907 E-mail:office@peacedepot.org
http://www.peacedepot.org/

毎月2回1日、
15日に発行。

1996年4月23日第三種郵便物認可

編集責任者 梅林宏道 郵便振替 口座番号: 00250 1 41182 加入者名: 特定非営利活動法人ピースデポ

147 01/9/15

¥200

CTBT2003年発効目標

日本の政策変更がなぜ問題か

政策レベルでも外務省は腐敗している

梅林宏道

外務省の事務レベルでは、CTBT(包括的核実験禁止条約)の「2003年発効目標」を降ろす方針を固めたことが報道された。外務大臣、首相の政治レベルでこの決定が覆えることを祈るばかりである。

2003年発効の時間枠の設定、それを取り下げるまでの経過を知る者にとって、「2003年問題」は、日本の核軍縮政策における根深い病巣を示すものと言わざるをえない。その要点を書いておきたい。

露わになった誠意と責任感の欠如

米政府のCTBT(包括的核実験禁止条約)政策が、180度転換したことは確かである。その結果、米国は「2003年の発効を目指す」という昨年の日本提案の時間枠はおろか、「早期発効」という抽象的な表現にさえ同意しない可能性が生まれている。したがって、国際的には、「2003年発効目標」に拘泥する理由はないという議論も可能であろう。国際的にはNGOの危機感が「核実験のモラトリアム(一時停止)が崩れるかもしれない」という点に、集中し始めている。

しかし、日本人は、日本の核兵器廃絶運動を立て直すためには、2003年期限問題に、少なくとも国連総会決議案の提

出まで、強くこだわるべきであると考え、そこには、日本の核軍縮外交の病巣がはつきりと現れているからである。

始まりはNPT会議での敗北

「2003年問題」の直接の始まりは、昨年のNPT(核不拡散条約)再検討会議における日本の敗北の隠蔽にあったと考える。会議後に出された外相談話を讀んだとき、いったい誰がこんなことを外相に言わせているのかと、信じられない気持ちであった。そこには、日本外交路線の成功が唱われていた。外務大臣は会議には出ていなかった。

正常な誰の目にも、日本外交は見事に失敗していた。新アジェンダ諸国が

リーダーシップを握り、日本は「橋渡し」役さえ果たせなかった。事前に外務省と折衝をしていた、私たち日本のNGOには、どいわけ事柄は明白であった。「新アジェンダ」は間違っている。核兵器国と敵対する彼らのやり方では、核兵器国に相手にされない、私たちに説明をしていたのと、まさに逆のことが起こった。核兵器国は、日本を無視して新アジェンダと交渉をしたのである。

その場しのぎの提案

失敗を糊塗して名誉を回復しようとしたのが、秋の国連総会における「2003年発効目標」の提案であった。

夏の段階で、ある外務省の専門家が、

極秘電報が暴く
空母母港史の真相

連載再開
6~7ページ

テロ事件
米
国
同時

三つの
声明

米軍国主義、終わらせるとき.....2
核、軍事力では守れない3
国際刑事裁判所で裁け3

日本は「NPT合意に留まらない。その先を行くと、胸を張っていた言葉の調子をいまでも覚えている。新アジェンダがNP T合意を国連総会決議で再確認しようとしているという情報に接したときの反応であった。明らかに、競争意識をにじませていた。

競争意識を、私は歓迎すべきことと考えた。「被爆国日本」の面子が存在している証拠であり、それ自身救いであったし、その背後には、強い反核世論が作用していると考えることができた。

多くの国際的NGOも、「2003年発効目標」を盛り込んだ日本提案に接したとき、日本は新アジェンダと競争を始めた、と受け取った。ある海外の友人は「日本の絶望的な試み」と表現した。米国の核の傘の下にいる日本が、相当に無理をしているというニュアンスであった。「2003年目標」という数字は、厳しい目標であり、勇敢な数字であった。

戦争抵抗者連盟 (War Resisters League) の声明

2001年9月11日、ニューヨーク

わたしたちがこれを書いているいま、マンハッタンは包囲攻撃を受けているように感じられる。すべての橋、トンネル、地下鉄が閉ざされ、何千人、何万人もの人々がマンハッタン南部から北へゆっくり歩いている。ここ戦争抵抗者連盟の事務所にすわっていて、わたしたちがまず想うことは、世界貿易センターの崩壊で命を落とした何千人ものニューヨークのことである。天気は快晴で、空は青い。しかし、煙りの下の瓦礫の山の中でおびただしい数の人々が死んだ。その中には、ビル崩壊のときその場にいた数多くの救急隊員も含まれている。

もちろんわたしたちは、ワシントンの友人・同僚たちが、ペンタゴンにジェット機が突入したときに巻き添えになった一般市民について想っていることを知っている。そしてわたしたちは、この日ハイジャックされた飛行機に乗っていた何の罪もない乗客たちのことを想っている。現時点で、わたしたちはどこから攻撃が来たのかわからない。

わたしたちは、ヤサー・アラファトが攻撃を非難したことは知っている。もっと情報が入るまで、詳しい分析は差し控えるが、しかしいくつかのことは明らかである。ブッシュ政権はスター・ウォーズ計画に膨大な支出をすることを議論しているが、それが最初からでたためであることははっきりしている。テロリズムはもっとありふれた手段でこんなにたやすく攻撃することができるのである。

わたしたちは、合衆国議会とブッシュ大統領

部内の格闘と市民

背伸びをした目標であれ、日本がその旗を掲げたことは歓迎すべきことであつた。私は、機会あるごとに日本のCTBT政策における積極性を賞賛し激励した。

この旗を易々と降ろすという今回の動きが起こらなければ、NPT会議の失政を挽回する外務省官僚の取り組みを、「失敗を糊塗する思いつき」と決めつけたくはない。

しかし、8月10日に、軍備管理軍縮課長の口から、公開の会議の場でその方針を知ったとき、昨年からの経過が一挙に私の脳裡をよぎった。そして、見事に市民が翻弄されていることを知らされた。「2003年期限とは、無責任な、誠意のない、その場しのぎの政策であつたのではないか。」しかも、重大な協議は、世論に曝される機会のないところで進行していた。

外務省のなかに意見の違いがあつて、「2003年」の旗を掲げて「日本の面子」を守ろうとした真面目な動機のもと、提案を引っ込めさせようとするものとは、別の人格であることは十分に考えられる。

こんな場合、部内の意見の格闘が市民に見えるものにならなければならない。政策の腐敗は、密室でしか議論が行われないところで進行する。政権交代のない日本の政治においては、とりわけそうである。現職の官僚が、同僚間で公開論争を行うことは困難であるかもしれない。市民社会でこの状況を救うのが、外務省OBなどの勇氣ある論争である。日本の外交問題の不幸は、OBすらもかばい合う体質である。

原爆式典の首相あいさつ

2003年問題では、外務省はもう一つ、市民への重大な裏切りを行った。8月6日

朝起きてみて、米国の最大の都市が包囲攻撃されているのを知って、わたしたちは、暴力的な世界においては誰ひとり安全ではない、ということ思い起こした。何十年もの間、米国をとらえてきた軍国主義を、いまこそ終わらせるべきである。

わたしたちは、軍拡と報復によってではなく、軍縮、国際協力、社会正義によって安全が保障されるような世界をめざすべきである。わたしたちは、きょう起きたような、何千人もの一般市民をターゲットにする攻撃をいかなる留保もなしに非難する。しかしながら、このような悲劇は、米国の政策が他国の一般市民に対して与えているインパクトを想起させるものである。わたしたちはまた、米国に住むアラブ系の人々へ敵意を向けることを非難し、あらゆる形態の偏見に反対してきた米国人のよき伝統を思い起こすよう求める。

わたしたちはひとつの世界である。わたしたちは、不安と恐怖におびえて暮らすのか、それとも暴力に代わる平和的なオルタナティブと世界の資源のより公正な分配をめざすのか。わたしたちは失われた多くの人々を悼む。が、わたしたちの心が求めているのは、復讐ではなく和解である。

これは戦争抵抗者連盟の公式の声明ではないが、悲劇が起きた直後に書かれた。戦争抵抗者連盟の全国事務局のスタッフと執行委員会のメンバーが署名して、公表される。

2001年9月11日
アシフ・ウラー/カルメン・トロツタ/クリス・ネイ/デイビッド・マクレイ/ルズ/ジョアン・シーハン/ジュディス・マホーニー・パスターナク/メリッサ・ジェイムソン

(君島東彦訳)

と9日、小泉首相は広島と長崎において、
昨年「の国連総会決議に言及しながら、
つまび 2003年発効目標」に言及しながら、
CTBT発効促進に頑張ると誓った。

9日のその翌日に行われた外務省発言から推察すると、すでに部内においては、
2003年目標を降ろす方針が、ほぼ決定していたということになる。

原爆忌において、犠牲者の霊と世界の市民に対して述べる首相の誓いが、「被爆国日本」のなかで、どのような性格のものに成り下がってしまっているのかが、はからずも露わになった。いたたまれない気持ちである。

しかし、この問題についてはまだ結論めいたことを言うのは止めよう。

首相の誓いの重さが、外務省部内の結論をひっくり返す可能性がまだ残っていると思いたい。

⊕ 広島市長、長崎市長の要請書を資料として掲載する。またオーストラリアでのNGOの取り組み資料が8ページにある。

内閣総理大臣 小泉 純一郎 様

(外務大臣あてにも同文で提出)

CTBTの発効促進に向けた取組みの一層の推進について

(要請)

このたび、9月25日から包括的核実験禁止条約(CTBT)発効促進会議が開催されるに当たり、被爆都市広島・長崎両市を代表して、CTBTの早期発効に向けた日本国政府の一層の努力をお願いするため、この要請書をお送りします。

私たちは、日本政府が、アジアをはじめとする世界の国々にCTBTの署名と批准を働きかけるなど同条約の発効に向けて、ねばり強い努力を続けてこられたことを評価しています。

特に、去る8月の広島・長崎両市の平和祈念式に出席された小泉首相が、CTBT発効促進会議の成功と核兵器廃絶への努力について強い決意を示されたことは、私たちに大きな励ましを与えてくれました。

米国のCTBT離脱の動きが報道されているなかで開催されようとしているCTBT発効促進会議において、日本政府の被爆国政府としての毅然たる姿勢が求められています。

日本政府におかれましては、昨年オーストラリア政府と共同提案した国連総会決議「核兵器の全面的廃絶への道程」に盛り込まれた決意のもと、CTBTの2003年までの発効が実現するよう最大限の努力をされますよう強く要請します。

平成13年(2001年)9月6日

広島市長 秋葉 忠利
長崎市長 伊藤 一長

テロリスト攻撃に関する声明

2001年9月11日

本日、アメリカ合衆国国民は、まだその正体が暴かれていない攻撃者たちから、悪意を持って攻撃されました。このような計画的テロ攻撃の犠牲者とそのご家族の皆さんに哀悼の意を捧げます。

これらの攻撃は、人々がどこに住んでいようと、自分自身の命さえも犠牲にして人々に危害を加えることを心に誓った、憎しみに駆り立てられた狂信者たちの攻撃に対して、無防備であるということを示しました。

⊕ ブッシュ大統領は、攻撃者たちに処罰で報いる、と誓いました。しかし報復では十分ではありません。また自殺的な行為をおこなう人々に対しては効果的ではありません。私達は、どのようにして、警察国家になることなく、自殺的な人々からの今後起きるかもしれない攻撃を防ぐか、というジレンマに向き合っています。

軍事力も、核兵器も、ミサイル防衛も、このようなテロ行為の悪事の中で死ぬことを厭わない攻撃者から、私達を守ることはできません。

私達の攻撃に対する弱さが終わりを迎えることはありません。したがって私達は、この世界に非暴力の環境を取り戻すための新しい政策を見つけなければなりません。私達が向き合っている挑戦は、正義と人間の尊厳に基づいて、私達の目の前の脅威を終わらせる新しい政策を進展させる知恵を探ることです。(訳:中村桂子)

核時代平和財団所長 デイビット・クリーガー

米国の惨事は国際刑事裁判所(ICC)の必要性を強めている

ニューヨーク、2001年9月

「国際刑事裁判所(ICC)のためのNGO連合(CICC)の1,000以上のメンバーを代表して、私たちは、米国で昨日犯された罪のない人々に対する犯罪的攻撃に、憎しみと驚きを表明したいと思います。」

私たちは、被害者の方々、家族の方々そして米合衆国国民に対して、心からの深い同情を表明します。私たちは同時に、世界中のあらゆる場所で、テロリズム、大量虐殺、人道に対する罪およびその他の残虐行為によって毎日のように被害を被っている多くの人々に思いをいたします。

米国当局がすでに述べているとおりこの大惨劇は、米国の諜報と国防のさきわめて大きな失敗を表しています。巨大な資源がありながら、もっとも強大な力を持つ国家がこのような犯罪を防止することができなかったということは、こうしたさきわめて凶悪な犯罪の非合法化、調査および訴追を、国際社会全体が密接に協力して行うことの必要性を強めています。そしてそれは、まさにICCが行おうとしていることなのです。

この恐ろしい犯罪は、根本的に強化された、国際刑事における公正の制度の必要性を明らかに示しています。ICCは、ICCローマ規程の発効の後2002~2003年に設立されると期待されています。ICCは、大量虐殺、戦争犯罪および人道に対する罪を犯した個人を訴追する、恒久的かつ独立した機関です。

国際テロリズム犯罪の定義について、国際社会はまだ合意できていませんが、昨日のテロリズム行動は人道に対する罪であるというのが、私たちの全員一致の意見です。 - 数百もしくは数千の無罪の民間人を殺したのです。

私たちは、米国政府およびその同盟国に対して、犯罪者たちを公正のもとに置くことに焦点を当てることを求め、無差別軍事報復に反対の警告をします。そのような報復は、過去のテロリスト攻撃に対する対処法でした。 - - それは、違法であるばかりでなく、効果的でないものでした。そしてそれは、不可避免的にもっと多くの死者をもたらす、反対非難、復讐そしてテロリズムという循環をもたらします。これは、このような暴力に終わりをもちたいと願う文明国家の対処法ではありません。

世界社会は、ともに力を合わせて、この人道に対するテロリスト犯罪を非難し、責任ある者を公正のもとに置くために、協力して、国家的および国際的な法を活用するべきです。(訳:川崎哲)

国際刑事裁判所(ICC)のためのNGO連合(CICC)

連絡先:

ウィリアム・ペイス +1-917-214-5535

ジェイン・ストイレス +1-212-687-2176

訳者注 ローマ規程は1998年7月17日、120対7の投票によって採択された。2001年9月6日現在、139カ国が署名し38カ国が批准している。ローマ規程は、60カ国が条約に批准してから60日後に発効する。米国は2000年12月31日に署名したが、批准していない。日本は署名も批准していない。

包括的核実験禁止条約 (CTBT)

核開発の抜け道があって無意味なのではないですか

<CTBT前史>

- 1963年8月 部分的核実験禁止条約 (PTBT) 成立。大気圏内、宇宙空間および水中における核実験を禁止。
- 1974年7月 米ソ地下核実験制限条約 (TTBT) 署名。両国の150キロトンを超える地下核兵器実験を禁止。
- 1976年5月 米ソ「平和目的」地下核爆発制限条約署名。
- 1991年10月 ゴルバチョフ大統領、1年間の一方的な核実験凍結を宣言。
- 1992年9月 米議会、9カ月間の核実験凍結を法制化。

<CTBT交渉経過>

- 1993年7月 クリントン大統領、96年9月までのCTBTの完成の方針を打ち出す。
- 1994年1月 ジュネーブ軍縮会議 (CD) におけるCTBT交渉が開始。
- 1995年1月 CDで、米、英、口、仏は小型核爆発を許容する方針 (ロー・イールド) 豪、「威力ゼロ (ゼロ・イールド) の合意へ向け働きかけ。
- 1995年5月 核不拡散条約 (NPT) の無期限延長の決定にあたり、CTBTの96年までの完成が合意される。
- 1995年8月 米、ゼロ・イールドのCTBTを求める方針を明らかに。仏、英、日本も同調。
- 1996年6月 CDラマカー議長の見解案提示。印、時間枠を持った核軍縮の公約求める。「平和的」核爆発の許容を求める中の要求に対しては、この問題を条約発効後の再検討会議の議題とする。発効条件や現地査察の実施条件の厳しさをめぐり中などが抵抗、綱引き。
- 1996年8月 CDにおけるCTBTの最終全会合意は、印、イランの反対によって阻止される。豪、条約案を国連総会へ送付するための働きかけ。
- 1996年9月 CTBT、国連総会特別会議にて、賛成158、反対3 (印ほか) 棄権5で採択。署名のために開放。
- 1997年7月 日本、CTBTを批准。
- 1999年10月 米上院、CTBT批准を否決。第1回CTBT発効促進会議。

米国が行っている「備蓄兵器管理プログラム」の内容としては、ネバダ地下核実験場での未臨界実験のほか、97年よりローレンス・リバモア国立研究所に建設中の国立点火施設 (NIF) という巨大レーザー施設、ロスアラモス国立研究所の二軸X線写真流体力学実験 (DARHT) 施設、これらの実験のデータを集めた、スーパーコンピュータによる核爆発三次元シミュレーション、などが挙げられます。

研究者の多くは、これらの実験によって、政府が同プログラムの建前としている貯蔵核兵器の維持という目的を越えて、新型核兵器の設計が試みられていると指摘しています。

いっぽうCTBT前文では、核爆発実験を停止することが、「核兵器の開発および質的な改善を抑制し、ならびに高度な新型の核兵器の開発を終了させることによって、すべての側面における核軍備の縮小および核不拡散のための効果的な措置となる」との期待を述べています。前文はさらに、核実験の終了が、「核軍備の縮小を達成するための系統的な過程を実現させる上での有意義な一歩となる」とも述べています。

ここには、CTBTが、核実験禁止が核軍縮へ貢献となると期待していることが明確に表れています。新型核兵器開発をも視野に入れた一連の備蓄兵器管理プログラムは、このCTBT前文の精神に反すると言えます。

どんな小さな核爆発も禁止しているのですか

そうです。
条約は、第1条1項において、「いかなる場所においても、いかなる核兵器の実験の爆発および他のいかなる核爆発を禁止」しています。このことは、「威力ゼロ」またはゼロ・イールドと呼ばれています。条約交渉過程において、核兵器国は当初、低い威力の小型核実験の許容を求めていました。しかし交渉途中で米国が、ゼロ・イールドの方針を明確にしたため、各国もこれに同調し、ゼロ・イールドのCTBTが成立しました。中国が当初求めていた「平和的」核爆発も、一律に禁止されています。

未臨界実験は禁止されていないのですか

核爆発を伴わない (持続的な核分裂連鎖反応を伴わない) 未臨界実験はCTBTのもとでも許容されるというのが、条約交渉当時の米国などの主張です。これを理由に、米口両国は、条約成立後97年7月から未臨界実験をくり返しています。しかし、後述するとおり、未臨界実験はCTBTの条本文には禁止規定はないけれども、条約の前文に違反すると考えるのが妥当です。
米国の未臨界実験は、同国の「備蓄兵器管理プログラム」の一環として行われています。現在までのところ、計13回実施されています。

ブッシュ政権はなぜ反対しているのですか

米国での公的議論は、CTBTに賛成する側も反対する側も、すべて核抑止論に立ち、国家の安全保障にとって核抑止力は不可欠という前提に立っています。その上で、クリントン政権は、他国と軍備管理協定を結んで他国の兵力削減を促すことが、米国の利益になると考えていました。CTBTは、クリントン政権にとつ

て軍備管理政策の最優先課題でした。クリントン大統領は、96年9月に条約が署名のために開放されると同時に、署名を行いました。

これに対して、共和党強硬派は、他国との軍備管理協定に自国の安全保障をゆだねることはできないという考え方をとっています。これら国内CTBT反対派を説得するために、クリントン政権は、核爆発実験なしに貯蔵核兵器の信頼性と安全性を確保するために、「備蓄兵器管理プログラム」を実施すると説明しています（「CTBTに対する米国の保障措置」95年10月、エネルギー省）

結果的に米上院は99年10月、賛成48反対51の僅差でCTBT批准を否決しました。

ブッシュ新政権は、CTBTについて、検証不能であって核抑止力を損なうものなどの理由で、反対しています。2001年7月に政権は、CTBTの上院で批准のための再審議がないまま放置する方針を発表しました。CTBTの事実上の衰弱死を待つ方針です。核実験の凍結は継続すると表明していますが、一方で、核実験再開の準備が検討されているとの報道もあります（詳細は本誌143号）。

本当に検証できるのですか

検証方法については、第4条で定められています。地震波の監視、放射線核種の監視、水中音波の監視、微気圧振動の監視、の4つからなる国際監視制度(IMS)が規定されています。IMSなどによって得られた情報を基にして、一定の条件にしたがって(条件の中身については交渉過程で綱引きがあり、妥協点に落ち着きました)締約国に対する現地査察が可能になります。

CTBT機構準備委員会(CTBTO)がウィーンに設立され、IMS確立のために活動しています。

なぜ発効していないのですか

CTBTは、発効するための条件として、96年6月現在CDIに参加している国で原子力技術を持っている44カ国のすべてが条約に批准することを定めています(第14条1項)。

2001年9月13日現在、CTBTには161カ国が署名、79カ国が批准しています。44カ国のうちまだ署名していないのは、インド、パキスタン、朝鮮民主主義人民共和国(北朝鮮)の3カ国で、署名したが批准していないのは次の10カ国です。

米国、中国、イスラエル、アルジェリア、コンゴ、エジプト、インドネシア、イラン、ベトナム。

この中ではどわけ米国が批准していないことが、他の国々が署名・批准をしない口実を与えています。米国こそが条約発効の鍵を握っていると言えるでしょう。

条約が署名のために開放されてから3年経っても発効しない場合には、条約の定めにしたがって、国連事務総長が「発効促進会議」を開催することとなっています(第14条2項)。99年10月に第1回発効促進会議がウィーンで開催されました。日本が議長をつとめ、未署名国、未批准国に早期署名、早期批准を促す宣言が採択されました。第2回発効促進会議は9月25日から27日まで開催されます(予定ではニューヨーク)。しかし8月、米政府は同会議への国務長官出席を見合わせることを明らかにしています。

日本は本当にCTBTを推進していますか

日本政府は、93年はじめ頃までは、核実験について、包括的な禁止ではなく段階的な禁止(ステップ・バイ・ステップ)を求める姿勢でした。しかし、米国のクリントン政権がCTBT交渉を推進するようになってからは、日本政府もCTBTを熱心に支持する立場をとり始めました。そして、具体的核軍縮措置の「第一の目標」にCTBTの締結を掲げて、くり返し国際的に声明や決議を上げてきました。

96年9月に条約が成立し署名のために開放されると、日本は直ちに署名します。そして、97年7月、44カ国の中で一番に批准しました。批准の際に、CTBT機関等の現地査察に対して協力をする法改正を行いました。その後は、未署名、未批准国への働きかけが、日本の軍縮外交の柱であると自負してきました。

2000年11月、日本がオーストラリアと共同で提出した「核兵器完全廃棄への道程」決議は、圧倒的多数の賛成で採択されます。この決議には「CTBTを200

3年より前の早期に条約が発効することの見通しを持って、早期に署名し批准すること」の新しい内容が含まれています。この「2003年期限」は、同年5月の核不拡散条約(NPT)再検討会議の最終合意文書より先進したものです。

なぜ、米国が反対しても日本は推進できないのですか

日本のCTBT推進政策は、米国に許容される範囲内に限られていることが、大きな特徴です。

例えば、米国が行う未臨界実験については日本政府は抗議しません。米国の主張のままに、「CTBTの禁止する核爆発にはあらず、既存の核兵器の信頼性、安全性を確保するもの」としています。

また、日本の大手ガラスメーカー・HOYA(ホヤ)株式会社の米国現地法人が、レーザー光線増幅用の特殊ガラス板を米国の国立点火施設(NIF)に納入していることが明らかになっても、日本政府はこれを問題視しようとしていません。

CTBTを否定するブッシュ政権が登場すると、日本政府は、わずか1年で政策を変更し、今年の国連総会では「2003年期限」要求を撤回する方針であることが明らかになりました。米国が同調しない提案は無意味、と外務省は説明しています。

インド、パキスタンのような国が増えていくのですか

98年5月、インドは24年ぶりに地下核実験を強行しました。核の脅威を消去するためだ、とインドは述べました。同月、パキスタンも核実験を強行しました。パキスタンの主張は、インドが核兵器を持つならば安全保障上パキスタンも核武装する必要がある、というものでした。両国の動きによって「安全保障上核兵器が必要」とする論理が、核拡散につながるということが、明らかになりました。すなわち、米国がCTBTを拒否し続けることは、核不拡散体制を危機に陥れるものなのです。(川崎哲)

極秘電報が暴く 米空母母港史の真相

民は之を知らしむべからず

梅林宏道
中村桂子

連載の再開

連載4回で中断していた本連載を再開します。

1951年9月8日に日米安保条約が署名されてから50年目を迎える中で、今日の日米安保体制の象徴的存在である日本を母港とする第7艦隊の空母について、その母港外交を検証する連載を再開できて、ホッとしています。新しいピースデポのスタッフ中村桂子さんが加わることによって、これが可能になりました。

前回までの内容：

覆った横須賀撤退の決定(上)

第109-10号(2000年3月1日)

予算逼迫の米軍 / 横須賀から撤退し佐世保

に集約 / 原潜修理に6号ドックの継続使用

覆った横須賀撤退の決定(中)

第111号(2000年3月15日)

佐藤・モーラー会談 / 空母1隻の佐世保母港

した。

この連載の内容は、米空母の横須賀母港を巡る日米交渉の3年間を、機密解除された1970年-1973年の米国務省公文書によって調査した結果によるものです。明らかになった母港化の歴史の真相は、母港化そのものの正当性を疑わせるものです。日米交渉の実態の解明が、危惧されている原子力空母の母港化を阻止する一助となることを願っています。(梅林)

/ 海軍の右手は左手を知らない

覆った横須賀撤退の決定(下)

第113号(2000年4月15日)

ブロウィン調査団 / 横須賀の住宅は十分 / マ

スコミを利用? / 横須賀を再び主要作戦港に

操られる情報: 隠蔽と歪曲と誇張

第114-5号(2000年5月15日)

利用された佐藤首相 / 母港情報の伝達

操られる情報: 隠蔽と歪曲と誇張(下) 「母港」という言葉

(上)のあらすじ

(上)においては、佐藤首相が「横須賀を米軍が保持し続けて欲しい」と述べたという歪曲された情報が米国内に流され、横須賀撤退方針を覆すのに利用されたこと、空母の日本母港化の最初の検討は、日本政府はおろか、在日米海軍にも知らせないで行われたこと、日本政府に意向打診が行われたあとにも日本の市民には知らせられず、日本の市民が初めて知ったのは、『ニューヨーク・タイムズ』の記事が最初であったこと、を述べた。

これらの例が示すように、日本の母港受け入れ決定までには、米軍内部での検討段階、国務省・大使館の検討段階、日本政府への伝達段階、そして新聞報道で一般市民が知る段階、の各段階において、さまざまな形で情報操作が議論され、実行された。事実は歪曲され、場合によっては隠蔽された。そして真実を知らされるべき市民のところにまで情報

が届いた時点では、情報操作がすべて終了した後であった。

こうした情報操作は、横須賀への空母母港化を実現しようとした米政府の手によって行われただけではない。国内での政治的インパクトを可能な限り回避して米政府の意向に添おうとする日本政府・外務省によっても行われた。まさに外務省は、米政府の出先機関の役割を果たした。

「前進配備」でなく 「母港」を

日本の国会でも議論されたとおり、米海軍の用語として、「母港」という言葉に厳密な軍事的な定義はない。現実には、「母港」を拠点として、軍艦の配備の期間や配備手当を計算するなどの実際の意味がある。その意味で、米軍艦の日本母港は、米国内とまったく区別のない母港である。

しかし、空母の母港史において、「母港」という言葉の使用をめぐるのは、方針

が二転三転した。

言葉の問題が最初に登場したのは1971年6月9日の大使館から国務省のメッセージである。横須賀母港の可能性を日本政府に知らせる際に事前協議問題を回避することが必要と国務省に指摘した大使館は、そのための最善のアプローチは、「空母や航空団の前進配備とわずに、前進地区への家族居住の考えを強調することである」と書いた。⁽¹⁾しかし、この議論は、すぐには具体的な形をとっては進展しなかった。

初期の内部文書においては、「前進配備(forward basing, forward deployment)」「母港」(homeporting)、「事前配備」(pre-positioning)という言葉が、ほとんど区別無く同義語的に使われていた。

たとえば、最初に、空母1隻の佐世保母港が検討されたときの文書は(連載)「母港」と書かれた。⁽¹⁾しかし、その約半年後、駆逐艦6隻の横須賀母港化が検討されていた時期には、「空母 / 空母航空団の前進配備」⁽²⁾および「空母の事前配備」という言葉が使われた。⁽³⁾

そんななかで、日本政府が米国大使館に対して「前進配備」という言葉を避けて「母港」と表現して欲しいと要請した。1971年12月3日、東京新聞が政府筋の話として空母の横須賀母港の記事を掲載した際に、外務省と外部からの問い合わせにどう対処するかを相談したときのことである。その理由は、「事前協議に関する協定が絡むかもしれないといういかなる含意も避けたい」⁽⁴⁾というものであった。

この時点で外務省が念頭においている「事前協議」問題とは、「配置における重要な変更」を指していると考えられる。空母の「前進配備」という表現は、当時のベトナム戦争の背景のなかでは、大型部隊の配置移動を意味することを恐れたのである。そして、日本はむしろ「母港」という言葉を選んだ。

「母港」から 「長期配備」へ

次に別の角度から、言葉の選択の問題性が認識された。そのきっかけとなったのは、1971年12月16日付ニューヨーク・タイムズ紙による「空母任務部隊」の横須賀母港の可能性の記事であった。「空母母港は戦術核の持ち込みを意味しない」⁽⁵⁾非公式な打診であり日本政府

は態度を決めていない」との政府からの否定のコメントにもかかわらず⁽⁵⁾、結果は国会での核論争になった。これに対し、大使館は「前進配備」ではなく「母港」という言葉を使ったことによって、核兵器が日本に配備されるという議論を直ちに引き起こした、と言葉の使用に問題があったことを指摘した。⁽⁶⁾

こうした日本の反応を背景に、1週間後、マイヤー大使は、日本の特殊事情に米政府が十分な注意を払うことが有益であると国務省に伝えた。⁽⁷⁾

そして、マイヤー大使は、類似する3つの言葉を比較した。そして日本政府にとって、もっとも望ましい言葉は「長期配備 (extended deployment)」であると結論づけた。「『長期配備』または『長期展開』は日本の現状にもっとも合っており、大使館や在日米海軍で使われている。日本のマスコミはこれを『母港』と同義語に使う傾向があるが、我々の立場から考えると、『母港』という言葉にまつわる困難な状況を避けるためには、この言葉をこれからも使っていくのがよいと考えている。」⁽⁷⁾

二番目に好ましいとしてマイヤー大使が挙げた用語が「母港」であった。そして最後に、「前進配備」をもっとも好ましくないとした。これがもっとも好ましくない理由を、マイヤー大使は次のように説明した。

「政府内の反対勢力から事前協議が行われたかどうか、言いかえれば、日本政府が特定の軍艦の入港を認めたかどうか、を追及されるおそれがあるので、『前進配備』という言葉は、日本政府に嫌われている。日本政府は、このような米軍艦の動きを、事前協議が必要とされる事項だと認識していない。そして普通には日本政府は、いかなる大きな母港問題も協議し、実務的な政治的扱いのなかで合意することを望んでいる。しかし、事前協議という法的枠組みの合意に縛られたくはないのである。」⁽⁷⁾

ここにおいても、「事前協議」として議論されているものは、「配置における重要な変更」にかかわるものである。

この文書が国務省に送られたのち、大使館や国務省から出される文書の多くが「空母の長期配備」という言葉を使用するようになった。しかし内部文書には「長期配備 (母港)」「空母配備」「母港」等も同義語として使われており、統一されてはいない。

これまでの記述で明らかなように、「母港」の言葉いじりの背後には、「核の持ち込み問題」と「配置における重要な変更」という二つの問題が絡んでいる。72年6月時点で書かれた国務省内部メモは、次のように記している。「横須賀の空母母港化は我々にいくつかの政治的問題を提示する。それは『事前協議問題』と『核問題』である。」⁽⁸⁾ここで言う「事前協議問題」とは正確には「配置における重要な変更」の問題である。

「母港」という言葉の使用によって、不必要な困難を日本との間にもたらすことは望ましくないという認識は、72年8月にハワイで行われた重要な大平外相・ジョンソン国務次官会談でも確認された。会談後の調整を大使館に指示する国務省からの文面では、日本国民全体が日本国内の米海軍の母港化に対し過敏であることにより「長期配備」という言葉が「国外母港化」または「前進配備」という言葉より無難な言葉として発展した経緯が説明されている。⁽⁹⁾

「長期配備」から「海外居住」へ

72年10月7日付のこの国務省文書は、言葉の問題について、さらに新しい展開があらわれることを予告していた。「母港」という言葉に起因する問題をさらに少なくする方法について、海軍と国務省が検討を加えていることを明らかにし、「海軍は現在、『長期配備』や『母港』を『第7艦隊家族居住計画』と呼ぶという提案をしている」⁽⁹⁾と書いているのである。

1972年11月末、空母母港化計画は大詰めを迎えた。この時期には、乗組員の海外家族居住計画といった側面をさらに強調するようになっていた。

大使館は、ミッドウェー母港受け入れの正式合意(72年11月30日)の直前、日本政府が見解として、「この動きは本質的にはミッドウェー乗組員の家族の移転を伴うのみであり、ミッドウェー自体の配置転換ではない」と強調したことに触れている。さらに、日本政府が「母港」という言葉のみならず、以前は「望ましい」としていた「長期配備」という言葉の使用も避けることを希望したことが明らかになっている。

「日本政府は『海外居住』または『海外家族居住計画』という言葉の使用を強く望んでいる。そして米政府の公表文書

にも同様の言葉が使用されるよう要請している。」⁽¹⁰⁾

こうした日本政府の希望に対し、大使館は、公表文書の書き直しを国務省に勧めた。これに従い、米国内で日本の母港受け入れが発表されたときも、この「家族居住」という言葉が使われた。⁽¹¹⁾

「配備」という言葉が事前協議問題をひきおこす、と日本政府がその理由として述べたことを引き合いに、大使館は国務省に以下のように求めた。「長期配備」という言葉がどのような公式発表でも使われないよう強く要請する。これはミッドウェーの件に関し、我々が要求したものにたどり着く努力に全面的に協力している日本政府のたつての希望である。長期配備や母港という言葉は米側が使用してしまうことにより、ミッドウェーの滑らかな航海が危うくされてしまう危険がある。報道機関はこれら両方を使うことになるだろう。すべての米側の公式発表は横須賀に乗組員の家族が移住というシンプルな表現に固執するよう最大限の努力が払われるべきである。」⁽¹²⁾

このように、言葉の選択は母港化に付随する重要な政治問題を避けるために、日米両政府によって画策されてきた。日本政府は今でも「母港」といわずに「いわゆる母港」と言う。多くのマスメディアもそれに従っているが、このような歴史を知れば「母港」と言い切ることが重要であろう。

「母港」という言葉を選んだ言葉の選択が、核兵器持ち込み問題と関係して、いかに重要な意味を持つかは、次回以降に詳しく述べる。

文献:

- (1) 1971.6.9 スナイダー駐日公使から国務省。東京05455。極秘。
- (2) 1971.1.18 大使館への国務省・国防省合同メッセージ。国務省009367。極秘。
- (3) 1971.7.14 ジョンソン国務次官から大使館。国務省127468。極秘。
- (4) 1971.12.3 マイヤー駐日大使から国務省。東京11967。秘。
- (5) 1971.12.17 マイヤー駐日大使から国務省。東京12434。指定なし。
- (6) 1971.12.21 マイヤー駐日大使から国務省。東京12500。極秘。
- (7) 1972.1.28 マイヤー駐日大使から国務省。東京00977。秘。
- (8) 1972.6.29 国務省内部メモ。ロナルド・スピアからエド・デイ。極秘。
- (9) 1972.10.7 大使館への国務省・国防省合同メッセージ。国務省184073。極秘。
- (10) 1972.11.29 インガソル駐日大使から国務省。東京12667。秘。
- (11) 1972.11.30 インガソル駐日大使から国務省。東京12867。極秘。
- (12) 1972.12.12 インガソル駐日大使、シュースミス公使から国務省。東京13217。秘。

CTBT2003年問題

アレキサンダー・ダウン外務大臣殿
2001年8月17日

(前略) 昨年の国連総会において、オーストラリアは、日本と共同で、CTBTの署名、批准および発効を強調した決議を提出しました。国連総会決議55 / 33R(2000年11月20日、賛成155、反対1、棄権12で採択。)には、CTBTについて次のような段落があります。

「主文(a): すべての国、とりわけ条約発効のために批准が必要な国が、2003年より前に条約が早期発効するとの見通しを持って、CTBTに早期に署名し、批准すること。(略)」

CTBTをオーストラリアが強力に推進し

続けることは、きわめて重要です。

オーストラリアは、CTBT促進へ向けて、非常に大きな努力をしておられ、こんにちまでのその努力を正当に自負することができます。(中略) 実際に爆発を起こす核実験を防止することによって、CTBTは、新しい国が確たる核兵器能力を開発することや、現在の核兵器国が核兵器をこれ以上開発することを止めることができます。

それゆえ、現在の米国政府の態度は、私たちにきわめて大きな懸念です。私たちは、それがオーストラリア政府の懸念でもあると考えます。

今きわめて重要なことは、オーストラリア政府が、CTBTについて速度を緩めたり、いわゆる「柔軟に」なったりしないことです。

オーストラリア政府は、今まで以上に、C

TBTの批准と発効を促進するべきであり、このことの必要性を明確にかつ強力に、プッシュ政権に伝えるべきです。

発効促進会議が9月25～27日に開催される時に、CTBT発効のために批准が必要な未批准国、とりわけ米国が批准するよう、オーストラリアは先頭をきいて説得を行うことがきわめて重要です。(後略、訳:川崎哲)

ジョン・ハラム(地球の友・豪)/ディブ・スウィーニー(豪保護基金)/スー・ウェアハム(戦争防止医師協会)/スティーブ・キャンベル(グリーンピース・豪)/イレーン・ゲイル(豪平和委員会)/パプス・フラー・クイン(豪平和委員会シドニー)/ジャック・フォワード(豪平和委員会中央海岸)/パウル・ミッチェル(国際協力軍縮運動メルボルン)/ジョー・バレンタイン(核軍縮の人々)/ヤコブ・グレッツ(労働組合グリーン・コーカス)/ブレンダ・コナー(反核同盟)

日誌

2001.8.21～9.5

(作成:吉澤庸子、中村桂子)

ABM = 対弾道ミサイルシステム / DOD = 米国防総省 / ICBM = 大陸間弾道ミサイル / NMD = 国土ミサイル防衛 / NRDC = 天然資源保護評議会 / NYT = ニューヨークタイムズ / MD = ミサイル防衛 / SLBM = 潜水艦発射弾道ミサイル / START = 戦略兵器削減条約 / TMD = 戦域ミサイル防衛

8月21日 DOD、MD計画の迎撃実験場敷地を来週までにアラスカ州で開始すると明らかに。12月中の作業終了を目指す。

8月21日 米国防務次官、ABM条約改廃問題で、11月の米首脳会談を事実上の期限とする考えを述べる。

8月21～22日 MD構想やABM条約の見直しをめぐる米外務次官級協議。進展なし。

8月22日付 米軍事専門誌「ディフェンス・ニュース」、MDシステムの敵ミサイル識別レーダーが豪雨では十分機能しない可能性と報じる。

8月23日 大量破壊兵器の不拡散問題に関する米中実務レベル協議開催。

8月23日 米国防務次官、MDについて「開発までに必要な機関は数ヶ月」と述べ、ABM条約改廃問題で口側に早期結論を求める考えを強調。

8月23日 米国防長官、プッシュ政権の軍事戦略包括的見直しに議会や制服組が強く抵抗していると認める。見直しは限定的規模の見込み。

8月24日 米空軍、ノース・ダコタ州グランフォーク空軍基地にある戦略核ミサイル「ミニットマン」発射地下サイロを爆破。START に基づく。

8月27日 香港紙、中国軍、演習でSLBM「巨浪21A」試射。5,000キロ先の目標命中と報道。射程1,000キロの巡航ミサイル「紅鳥2型」初試射。

8月27日 米、印の核実験以来発動していた制裁解除へ。

8月28日 MD施設建設はアラスカ州などの環境破壊としグリーンピース、NRDCなどが環境調査見直しをDODに求め提訴。

8月28日 米国防務次官補、TMDを巡る日米共同技術開発に関し「ABM条約に反するが興味深い」と述べ、想定対象にICBM迎撃も含める意欲。

8月29日 防衛庁、来年度予算の予算要求案が了承。MDには今年度の倍以上の83億円。

8月30日 米陸軍長官、欧州駐留米軍の装備の一部をアジア太平洋地域へ移す考えを明らかに。「アジア重視の新戦略に沿った措置」。

9月1日 米国防務省、中国がパキスタンにミサイル部品・関連技術を提供しているとする問題で中国企業に制裁措置発動と発表。

9月1日 米政府高官、中国にMDへの理解要求し、中国の核戦力拡大に反対しない意向伝える方針を明らかに。核実験再開の権利容認も検討。

9月4日 中国外務省報道局長、米が中国の対MD反対姿勢の緩和を狙い、中国の核増強容認との報道に、改めてMDに反対する立場を強調。

9月4日 米政府、MDへの理解を得る見返りに中国の核増強強認するとの米高官らの発言を伝えたNYT紙報道を否定。

9月5日 米上院軍事委員長、MD計画予算でABM条約にいつ抵触するかの説明がないことに不満表明。

9月5日 DOD、台湾に対空地ミサイル・マーベリック40基、発射装置など総額18,000万ドル相当の武器売却方針を議会に通知。

沖縄

8月21日 DODロッドマン国防次官補、ワシントンでの記者会見で地位協定改定を明確に否定。

8月22日 14都道府県で構成の涉外知事会、地位協定改定要望書を首相、関係省庁へ提出。

8月23日 来年度内閣府・沖縄予算概算要求、2.5%増の3,576億円計上。産業振興が重点。

8月23日 2回目の地位協定運用改善専門家協議、「被疑者の人権問題」で難航。

8月24日 米海兵隊ジョーンズ司令官、ワシントンで沖縄海兵隊訓練のアジア太平洋各国への移転推進の考え明らかに。

8月24日 中谷長官、北部地域の市町村長らと懇談、国の防衛政策への理解を求めた。知事との懇談で「那覇港湾移設協議会」設置を表明。

8月27日 軍協協、在日米軍沖縄地域調整官事務所フロイド所長に事故再発防止と日米地位協定の抜本的見直しを要請。

8月31日 防衛施設庁、来年度予算概算要求。沖縄経費は8.7%減の1,631億円。構造改革特別要求に、嘉手納大気汚染調査が盛り込まれた。

8月31日 来年度防衛庁組織改編要望、南西混成団の警戒群の改編と規模の縮小盛り込む。8月31日 大古防衛施設庁部長、那覇軍港移

設の地元調整の遅れを指摘。那覇市参加希望の協議会構成員については県の調整待つと表明。

8月31日 グアムのアンダーソン米空軍基地フレカンブ司令官、沖縄海兵隊の訓練移転を視野に、同基地が具体的準備に入ったことを示唆。

9月4日 浦添市長、軍港移設受入れ表明延期を表明。振興協議会への那覇市参加に難色。

9月5日 那覇軍港移設問題で、国、県、那覇市による新たな協議会設置案が浮上。

9月5日 尾身沖縄・北方担当相訪米。(～13日)沖縄問題協議の予定。

9月5日 稲嶺知事、米軍人事件多発を受け、警視庁と関係省庁に警察官の増員を要請。

今号の略語

ABM = 対弾道ミサイルシステム
BMD = 弾道ミサイル防衛
CD = ジュネーブ軍縮会議
CTBT = 包括的核実験禁止条約
CTBTO = CTBT機関(準備委員会)
IMS = 国際監視制度
NGO = 非政府組織
NIF = 国立点火施設
NMD = 国土ミサイル防衛
NPT = 核不拡散条約

ピースデポの会員 になって下さい。

会員には、『モニター』と『会報』が郵送されるほか、情報の利用にあたって優遇されます。(会員種別、会費、手続については、お問い合わせ下さい。『核兵器・核実験モニター』の購読のみも可能です。

宛名ラベルメッセージについて

・会員番号(6桁): 会員の方に付いています。
・「(定)」: 会員以外の定期購読者の方。
・「今号で誌代切れ、継続願います。」誌代切れ、継続願います。」: 入会または定期購読(年6,000円)の更新をお願いします。
・メッセージなし: 贈呈いたしますが、入会を歓迎します。

次の人たちがこの号の発行に参加・協力しました。

秋山祐子(ピースデポ)、川崎哲(ピースデポ)、中村桂子(ピースデポ)、青柳樹子、大澤一枝、木村千里、佐藤毅彦、田中利昌、津留佐和子、村上由美、山口響、吉澤庸子、梅林宏道